

江戸期裁判物における西鶴の脚色

——「三方一両損」の流れを中心として——

木村 祥子

江戸時代、裁判制度が確立し始めると共に名奉行の名裁判を讃える物語が庶民に人気を得た。裁判は、人間の本質がさらされる場である。それを公正に、かつ温情をもって裁く奉行の姿は、庶民の興味と感嘆の対象となった。このような作品のほとんどが、作者不詳であるが、「本朝桜陰比事」だけは、井原西鶴晩年の作であることが明らかである。

ここでは、裁判物の中でも有名な、「板倉政要」・「本朝桜陰比事」・「大岡政談」・さらに、裁判物を一部題材とした古典落語、この四書を取りあげ、その四書に共通した話「三方一両損」について考察する。特に西鶴の脚色の意図と、その脚色が後続の作品に与えた影響を通じて、それぞれの作品の持つ特色や、創作意図を明らかにした。

第一章 江戸期裁判物について

日本裁判物語の始発点とも言うべき、「板倉政要」は、江戸初期に実在した、板倉勝重（一五四五～一六二四）・重

宗（一五八六～一六五六）父子の京都所司代在職中における施政、訴訟を後人が記録したものとされる。全十巻のうち、公事捌の話は巻六～十の計六十三話である。「板倉政要」成立の背景には、中国の宋時代に桂万榮が編んだ裁判実話集「棠陰比事」があった。元和元年（一六一五）に林羅山がこれに訓点を施して以来、民間に流布、人気のあまり和訳本まで出版された。このブームと板倉父子の名裁判ぶりが時を同じくして、日本の名裁判物語の土台を作った。

板倉勝重、重宗の京都所司代在任期間は、慶長六年（一六〇一）～承応三年（一六五四）のあわせて五十四年間である。「板倉政要」の成立年は定かではないが、次に述べる西鶴の「本朝桜陰比事」に「板倉政要」の影響がみられるところから、成立は、「本朝桜陰比事」の成立以前、寛文年中であろうと考えられている。「板倉政要」の中で、「三方一両損」の原型となる話は、「聖人公事捌」の題で収録されている。

元禄二年（一六八九）正月に、井原西鶴の「本朝桜陰比

事」が刊行される。五巻四十四話から成るこの裁判物は、裁き手の特定の名前は出さず、ただ「御前」とされている。しかし、場面設定が京になっていることから、板倉父子の裁きであるように読者に想像させている。その冒頭では、中国「棠陰比事」をヒントに、日本の裁判物語を著せうとしたことが書かれている。「三方一両損」を描いた話は、「落手有、拾ひ手有」である。

さて、江戸時代を代表する名奉行として、大岡越前守忠相が有名であるが、彼が江戸町奉行として活躍したのは、享保二年（一七一七）から十九年間である。「大岡政談」は、中国の裁判故事や、江戸時代初期以来の名奉行の裁判物語が、いつしか大岡忠相の裁きとして描かれたもので、数多くの話が存在するにもかかわらず、定型としてまともなものはない。忠相の死（一七五二）ごろから、民間に流布したらしい。「三方一両損」が採られている話は、「晝屋・建具屋出入りの事ならびに一両損裁許の事」である。

古典落語の中にも、「三方一両損」という話がある。もちろん落語は裁判物の流れにははまらないが、中国の笑話集、日本の笑話集から題材をとっているといわれる。この「三方一両損」は、明らかに「大岡政談」の影響を受けているとみられるので、ここでとり上げて考察する。

この四書の他にも、「本朝藤陰比事」（作者不詳）、「青砥藤綱模倣案」（滝沢馬琴）などが裁判物としてあげられる。

第二章 西鶴の脚色

「板倉政要」六十三話は、前述の通り、すべて板倉父子の裁きとされ、一話一話が起承転結を持つ独立した話の集合体である。その中の一話「聖人公事捌」は、次の様な粗筋である。（表一参照）

京洛外の貧民が、ある時三分の金を拾う。貧民は板倉殿にその金を届ける。板倉殿が貼紙をして落とし主を捜したところ、商人が名乗り出たが、金はいらないと言う。貧民も受け取らない。板倉殿は、双方の聖人ぶりに感動して自ら三分を加え、双方に三分ずつを与え、今後、何かあった時には頼ってくるようにとの言葉をかけた。

さて、西鶴「本朝桜陰比事」も独立した四十四話から成り、京都を中心としている。裁く人物は、「御前」とされ、実名は明らかにされていないが、板倉父子を連想させる。

「落手有、拾ひ手有」の概略は次の通りである。

十二月二十八日の夕暮に北山に帰る老人が途中で三両の書付けのある紙包みを拾う。人通りの少ない道のはるか先に、柴売りが休んでいるのを見つけ、声をかけると、柴売りが落としした金である事がわかるが、柴売りは、一たん落として拾われた金は、自分のものではないと言い張り受けとらない。老人もまた持ち主がいる金を受けとるわけにはいかないと言い張り、騒ぎとなり、人々も集まってくる。御前に届け出ると、折悪しく御前は病気で、老中達にその裁きを委ねられる。老中達は、御前の三両の金を加え、六両とし、それを、拾い手、落とし手、御前がそれぞれ二両

ずつ分けて、三方が一両ずつ損をするという裁きを提案する。それを聞いた御前は、その裁きとは逆に、拾い手と落とし手の共犯による狂言を見抜いた。正直者の名を売った悪だくみを看破した。

「聖人公事捌」と「落手有、拾ひ手有」は訴訟の種類と状況は、ほぼ同じでありながら結論は全く逆になっている。西鶴の脚色とその効果を考察してみよう。

第一に、「聖人公事捌」にはみられなかった、時間の設定が、「落手有、拾ひ手有」にはなされている。原文には、「折ふし、十二月廿八日の夕暮、世間は春の事ども取ひそぎ心せはしきけふ」とある。当時の慣習として、金銭は「掛け」にして暮れ払いが一般的であった。庶民にとって、この暮れを乗り切ることがどんなに重大であったかは、西鶴の「世間胸算用」からもうかがえるが、ここでもそのテーマが顔をのぞかせている。つまり、暮れは、金銭の価値が最大になる時である。そんな時期に、双方共に必要であろう大金を譲り合わせるにより、緊迫した状況を創り出している。二人の行動の立派さを極だたせ金の行方への興味を高めている。

第一の点の効果をさらに高めているのが、落とした金の額の違いである。「聖人公事捌」では、「金子三分」のところを、西鶴は、「小判三両」と変え、紙包に書付けがなされていると設定している。三両は三分の四倍の額である。この点も第一の点と同じ効果があり、さらに、金をより強く印象付けている。

脚色の第二点として、御前に届け出るまでのいきさつの違いがある。「聖人公事捌」では、金子三分を直接届け、落とし主を捜し出すところから始まるのに、「落手有、拾ひ手有」では、人通りの少ない路上で落とし主を見つけるが、譲り合いが派手な騒ぎになり多勢の見物人の知る所となつて届け出る。この設定の変化は、果たして、第一点で強調された金が、どうなっていくのかというサスペンスの効果につながっている。同時に、具体的な描写により臨場感と真実味を加え、第二の裁きによって与えられる。どんでん返しをねらうための土台として、非常に効果的である。この部分は、御前の裁きの根拠ともなるところで、「拾ひし者其ぬしと論におよばず、捨やうはさまざまありしに、爰に出ける所、第一の聞也。」と述べている。

第三点として、結論部分である裁きの違いであるが、「聖人公事捌」では、板倉殿は二人を聖人として、自ら三分を出し、双方に三分ずつを与えている。それに対して、西鶴は裁きを二段構えに設定し、第一の裁きを老中達に考えさせ、第二の裁きで御前に、第一の裁きをひっくり返させている。この第一の裁きが、「聖人公事捌」の影響を受けるものでその原型をより完成させた、頓智が光るものとなっている。つまり、御前の金がそのまま片方に行くのではなく、御前の三両をあわせた六両が、三人に二両ずつ分けられるのである。三方がそれぞれ一両ずつ損をする。これが、いわゆる「三方一両損」として、後の物語に影響を与えてゆく。

「聖人公事捌」の裁きは、当時既に広く流布していたと考えられ、読者も予想していたものであっただろう。この第一の裁きで、読者の予想を一たん受けとめながら、第二の裁きで見事にその予想を裏切っている。読者の予想が、第二の裁きのどんでん返しの効果をますます高めている。つまり、第一の裁きは第二の裁きの前提として不可欠なものである。

また、「三方一両損」の誕生という視点から見ると、「聖人公事捌」では、板倉殿が、二人の行動に感動し、金を与えるという立場に立ったのに対して、御前が町人の立場まで降りてきて、同様に一両損をするという、身分差を一瞬にせよ埋めてしまう結論は、「聖人公事捌」よりも庶民に支持され、歓迎されたのではあるまいか。

さて、「聖人公事捌」にはない第二の裁きの脚色と、その効果について述べてみたい。この部分が「落手有、拾ひ手有」の「おち」の部分である。「聖人公事捌」が「聖人」として讚えた、落とし手、拾ひ手が、「悪人」へ描き変えられるという大どんでん返しである。これまでの脚色が、この結論をより効果的にするための設定で、高まってきた緊迫感が、ここで一挙に解放される。家老達の考えた第一の裁きを聞いて、御前は病床にありながらも、次のように述べる。「其方どもが氣のつけ所、相違也。此二人内談にて、かく取むすびし作り物也。……（中略）……正直ものと都に白を見しらせ、すゑず悪人をかたりのたくみせしには違ふまじ。」——これは、「聖人公事捌」の板倉殿が、「此者ど

も、今の世の聖賢と言ひつべし。珍らしき者どもなれば、我等も人数に加はり、睦しき中となるの条、向後、此者どもの上は何ごとによらず替ることあらば申し出べし。」という特別な配慮の言葉を与えたことを、逆手にとったものと考えられる。金そのものだけでなく、正直者という「お墨付」によって得られる数多くの特典や利益を得ようとする人間のずる賢いたくらみが看破される。

このどんでん返しにより、面白さが倍加すると同時に、人間の姿が浮び上がってくる。聖人よりも悪人を描くことが、西鶴にとつて人間を表現する手段となっている。三分を譲り合う理想の裏に、常に苦しい庶民の生活の現実があり、その中をたくましく生きていく人間の姿を彼は描いた。理想の姿を提示しながらも、西鶴は、人間が本来持つ欲心に目をつぶらなかつた。裁きの面白さと、裁判官讚美に中心が置かれがちな裁判物に、人間の本質を描くという新しい視点が与えられている。

第三章 大岡政談「畳屋、建具屋出入りの事ならびに一両損裁許の事」の考察

「大岡政談」は、「板倉政要」・「本朝桜陰比事」が、京都所司代、板倉父子の裁判物語という設定をとつたのに対し、舞台を江戸に移し、大岡越前守忠相の名裁判として成立した。「聖人公事捌」・「落手有、拾ひ手有」の流れとして、「畳屋、建具屋出入りの事ならびに一両損裁許の事」がある。西鶴の脚色がそのまま採られた部分、また切り捨て

られた部分、独自の脚色により、前の二書とはまた違った作品となっている。概略は次の通り。

師走、江戸小伝馬町建具屋長十郎は、柳原の土手下で、「畳屋三郎兵衛様」とある手紙に包まれた金三両を拾う。長十郎は、この手紙の名前を頼りに、仕事を休み畳屋三郎兵衛を捜し、四日目に捜し当ててくる。しかし三郎兵衛は受け取らず、つかみ合いの大喧嘩となり、家主、名主の意見も聞きいれないので、名主が奉行所に願ひ出る。大岡様は、二人を並べて、正直者として褒め、「お上に申し上げたところお喜びになり、その金は金蔵に納め、別に三両下されたので、二人とも一両ずつ損をして二両ずつ受け取るように」と申し渡した。不審に思った二人が、残り一両の出所をただと、大岡様が、二人の正直を悦んで出した金だという真相がわかる。

この作品でも、時間を「師走」に設定している。西鶴が、金の価値を最大にする為に行つた脚色が生かされ、さらに強調されている。新しく付け加えられた事は、落とした金三両の出所を明らかにした点である。落とした金は、「師走のこととて物入り多ければとて、和泉橋辺の出入り場へ行き、金子三両借り請け」たものとし、金三両の重みを読者に印象づける。さらに、拾い手の言葉の中にも「師走」は意識されている。「落とし人は、この節季にさぞ御難儀であろうと存じ…」とあり、効果を高めている。

拾い手、落とし手についての新たな脚色は職業、名が明らかにされている点である。これによって、より現実的な

話になってくる。さらに、人物描写、性格の説明も詳しくなされている。拾い手は、「小伝馬町建具屋長十郎」で「至つて情け深き者」とされ、一方落とし手は、「靈岸島長崎町畳屋三郎兵衛」で「正直一偏にて礼儀もしらず、追従軽薄ということもなく、ただ職業一三昧と心がけし男」である。兩人共に、江戸っ子の代表的な性格である。職業も、畳屋と建具屋と、同業に近い「職人」に設定されている。きつぷの良い江戸っ子を描くに格好の職業であるといえよう。

さて、落とし物は、畳屋三郎兵衛様とある手紙に包まれた金三両である。この金は、先にも述べた様に借金である。落とし手の名が書かれているのが新しい点であり、長十郎は、これを手がかりに、落とし手の難儀を思い、師走の忙しい時期に仕事を休んで、畳屋三郎兵衛を捜し歩く。その様子も、現実的に描かれている。「家内の者は打ち笑い、『世間では金を拾いて徳をせしと悦べど、こなたはそれと違い、かえつて日を費やし、商売もせず小遣いを遣いて尋ね歩くとは、さてさて無益の骨折損なり。』」

一方、落とし手の三郎兵衛は、落とした金をあきらめ、働くより他はないとして一生懸命働いていた所であったので、長十郎が金を届けても受け取らない。長十郎の四日間のおいさつを聞くと、ますます受けとらないと言ひ張り、双方が譲らない。家主や名主の意見も聞きいれず、とうとう奉行所へ願ひ出る。長十郎の誠意と、三郎兵衛の律儀さが具体的に描かれることで、名裁判への期待を高めている。

結論部分の「裁き」においては、西鶴の脚色は、本質的な部分では削除されている。つまり、西鶴は「落手有、拾ひ手有」において「聖人公事捌」を踏まえて「三方一兩損」を提示、それを逆転させることによって聖人を悪人に描き変えた。しかし、ここでは、「三方一兩損」だけが採用されていて、西鶴が最も描きたかった、どんでん返しの部分削除されている。この点では、「板倉政要」に戻ったと言って良いだろう。両人は悪人から、再度聖人へ描き変えられている。民衆には、西鶴の描く本質的な人間像よりも、後味の良い結論が支持された為であろう。また、舞台が京都から江戸に移ったことで、「江戸っ子気質」がこの結論を要求したとも考えられる。

新しい脚色として、大岡忠相の言葉の中には、徳川吉宗を登場させている。「…某も悦ばしく思い、右の段、上へ言上に及ぶところ、御上においても殊の外御満足に思召し、三両の金を御金蔵に納められ、別に三両、その方どもに下さるる……」と、吉宗の温情を知らせている。その後、双方に二兩ずつ与えようとする大岡忠相に、二人は残り一兩の出所を問う。ここで初めて、「さてさて、むつかしく吟味する者どもかな。その方どもの正直、この越前も悦びの余り、我も一兩出して遣わしたり」と、裁きの真相を語る。吉宗をたてながら、謙虚で人間味あふれる大岡忠相の人柄が見事に描き出されている。また、最後には、「その後、長十郎、三郎兵衛無二の入魂に成りたるは、越前守殿の仁知によれり。」という忠相賞讃の言葉が加えられている。

この作品の意図は、大岡忠相の讚美にあり、西鶴とは違っている。しかしながら、西鶴の脚色から十分に技術を学び、「板倉政要」の名裁判物語の精神を忠実に受けついで完成度の高い作品となっている。

第四章 古典落語「三方一兩損」の考察

裁判物として古典落語を取り上げるのは適当ではないが、今回は、影響を追うという観点から、古典落語で大岡忠相の裁きを扱った「三方一兩損」を考察してみたい。概略は次の通り。

白壁町左官金太郎は、柳原で書付と印形と三両がはいった財布を拾う。書付けを頼りに神田堅大工町大工熊五郎に届けるが受けとらず大喧嘩となり、大家が仲裁にはいり奉行所に願ひ出る。大岡忠相は、「三方一兩損」を言い渡し、昼食を馳走する。「多かあ食わねえ」「たった一膳」という「落ち」となる。

ここでは、時間についての記述がなく、西鶴以来の設定が崩れている。金の重要性はほとんど強調されておらず、そもそも金の行方への興味という点にはポイントが置かれていない様に感じられる。場所は「大岡政談」と同じ「柳原」とされていて、影響は明らかである。

拾い手、落とし手は、「大岡政談」と同じく、住所、職業、名を具体的にしている。拾い手は「白壁町左官金太郎」、落とし手は「神田堅大工町大工熊五郎」である。職業は、左官と大工に変えているが、やはり「職人」で、関連

した仕事の組合せとなっている。建具屋、畳屋より一段きつぷの良さがイメージされる。人物描写や性質の説明は一切ないが、それは落語が、本来会話による筋の進行を性質とするためであろう。

次に、届け出のいきさつについては、「大岡政談」よりも筋がかなり単純になっている。「大岡政談」の書付けは名前だけで、苦勞して落とし手を捜したのに対し、落語では、住所と職業まで書かれていたため、難なく捜し出している。互いに譲り合いから喧嘩になる設定は同じだが、会話のやりとりが面白い。結局、ここでも大家が仲裁にはいるのだが、がちが明かず届け出る。「大岡政談」にも、大家は登場するが、個人としてのキャラクターは持たない。ここでは、兩人が、それぞれの大家とやりとりをし、「面白味を増している。筋が単純で簡潔になった背景には、テンポの早い軽快な会話のやりとりを生かす、という意図がある。

裁きにおいては、ここでも西鶴のどんでん返しは採用されていない。落語での大岡忠相は、いともあっさりとして「三方一兩損」を言い渡す。他の三作品では、裁きの部分が山場となっていたのに対し、落語では、その後、大岡忠相が二人に馳走する設定になっている。「多かあ（大岡）食わねえ。」「たった一膳（越前）。」という「落ち」で終わる。

この「落ち」の部分は、もともと大岡忠相への悪評であったとの指摘がある。享保十七年（一七三二）の大飢饉の際の対策の遅れを批判した落首、「米高間 杏升式合をかゆにたき 大岡くわれぬ たつた越前」からとられてい

るといふ。これから考えると、この有名な名裁判を隠れ蓑に、体制に対する批判をのぞかせているように感じられる。先行の三話が、裁きに重点を置いたのに比べ、名裁判を表に出すものの、庶民の会話のやりとりを中心に置き、すれすれの体制批判を行なっている。西鶴とは違った意味で、特色のある作品といえよう。

結び

「三方一兩損」の設定を軸に、江戸初期から、四作品を通して考察してきた。「板倉政要」の「聖人公事捌」に西鶴が加えた脚色、「三方一兩損」の趣向は、後統の二作品に確実な影響を与えている。しかしながら、西鶴の本来のねらいである、聖人を悪人に描きかえるという、どんでん返しの部分は、二作品とも採用していない。「三方一兩損」は、西鶴にとつて、どんでん返しのための前提にすぎなかったことを考えると、後統二作品には、西鶴の真意は受け容れられなかった、ということになるだろう。西鶴は、人間に潜む、欲や本能を描写し、より人間らしい人間を著したが、受け入れる庶民の側は、その文学性を、完全には受けとめていない。後味が良く、単純で、より娯楽的なものを求める傾向の中で、本質的な「重さ」は敬遠されたのであろう。

しかし、庶民は、その力を落語の中に取り入れ、独自の完成をみている。体制への反抗を、軽快なやりとりの中に、より巧妙な形で消化させている。これは、西鶴が、理想的

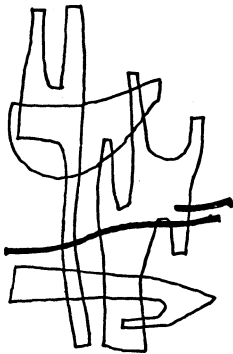
な人間（聖人）への反抗を描いたことと、ある意味では共通している。

「板倉政要」と「大岡政談」は共に名裁判、名奉行を中心に描き、西鶴は人間を描き出すことに中心を置いた。そして、落語にはまた違った意味での人間像が描かれている。裁判物とみられる作品も、それぞれの作者の意図によって描き分けられているのである。

注1 大岡政談——総解説 辻達也

参考文献

- 「本朝桜陰比事」対訳西鶴全集11
麻生磯次、富士昭雄 明治書院
- 「棠陰比事」岩波文庫 駒田信二
- 「板倉政要」京都大学図書館蔵
- 「井原西鶴」人物叢書 森銚三 吉川弘文館
- 「西鶴襍藁」滝田貞治
- 「西鶴新攷」野間光辰
- 「大岡政談1・2」東洋文庫 平凡社
辻達也編
- 「古典落語」講談社文庫 興津要編
- 「江戸文学と支那文学」 麻生磯次



△表1▽

時	場所	主拾い	物とし	さつきけるへ所奉行主とし	分言の双方	(1) 裁き	(2) 裁き	扱いの後							
板倉政要「聖人公事捌」	三条小橋旅籠屋の前	京洛外の貧民	金子三分	所司代へ持参して件の旨を訴へける。ここによりて、伊賀守殿より辻々に件の旨を書記し、落したる者奉行所へ尋ね来るべしと也。即日、落としたる者、奉行所へ来りける。	「御詫畏れ入り候。しかるといへども、我等は当分あまり不便にも御座なく候条、拾ひたる者に遣はされ下され候へ。彼者にさずかりたる金子と存じ奉る。聊か慥借仕ざる。」一件の旨、仰せ言ありといへども元より貞心にて、一錢にても承引まじき。」	「我等数年京洛の所司代を仰せ付けられ普く訴へを聞くといへども、終に此くの如くの訴詔を聞かず。末代にも稀ならんと思へば、我等も此訴への人数に加はるべし。是にて双方納得すべし。」とて金子三分を添えて双方へ三分宛下され	「此者ども、今の世の聖賢と言ひつべし。珍らしき者どもなれば、我等も人数に加はり、陸しき中となるの条、向後、此者ども身の上は何ごとによらず替ることあらば申し出べし。頼み入る。」	本朝桜陰比事「落手有、拾ひ手有」折ふし十二月廿八日の夕暮、世間は春の事も取りそぎ、心せはしきけふ	都のはづれより賀茂川の岸伝ひ	北山へ帰る老人	紙包見えけるを拾ひあぐれば「小判三両」と書付有	いかなる人の節季をしまふ心当にもやと跡先見しに往来もなく、はるか松陰に柴売と見へし人の立休む。其者に渡せば、ひろひし者に帰しぬ。なげやれば、ほほりつけしばらく此論やむ事なし。後には黒木売、牛つかひ立とどまりて「今の世にはためしなき事ぞ」と両人の心ざしを感じける。いよいよ互ひに道を立、此小判おさまり所なく、とかく此論下にて済難く、両人御前へ右の段々申しあぐ...	「いかに我等おとしたれども、其方の手に入からは、そなたの物」 「是は近比めいわくなる申され分なり。たとへ此ぬしのなきとて、取ては帰らじ。まして主ある金子を、とりて帰るべきか。」	其拾ひし三兩の小判を出させ、御前的小判三両合て六兩を取ませ、三所に置いて、「先おとしたる者に二兩渡して、一兩のそん也。又、ひろふたる者二兩とれば、是も一兩のそん也。御前の金も一兩御失墜也。両方ともに罷立」	中々御同心なく、「其方どもが氣のつけ所相違也。此二人内談にて、かく取むすびし作り物也。其子細は、拾ひし者、其ぬしと論におよばず、捨やうはさまざまありしに、爰に出ける所、第一の聞也。正直ものと都に兵を見しらせ、すゑず多人をかたりのたくみせしには違ふまじ。」 「見分、家に杖突年をして無用の心根仕置にもすべきなれども、おのれが身の上ばかり、外にさはらぬ事なれば、洛外までも拂ふべし。」

△表2▽

時	場所	主拾い	物とし落	主とし落	つさきいきるけ出	分言い方	き裁
大岡政談「畳屋建具屋出入りの事ならびに」 師走	柳原の土手下	小伝馬町 建具屋長十郎	畳屋三郎兵衛様とある 手紙に包まれた金三両（借金）	霊岸島長崎町 畳屋三郎兵衛	畳屋三郎兵衛という書付けをたよりに長十郎は仕事を休み四日間捜し回った末、三郎兵衛に届けるが、受け取らない。つかみ合の大喧嘩となり、家主、名主の意見も聞き入れないので、名主が大岡様に願ひ出る。 「落とし人はこの節季にさぞ御難儀で有ろうと存じ、金子を返さんとて、今日まで四日尋ね歩きしに、ようよう探し当たって重畳、重畳、いざ請け取り給え。」 「いないな我らは落とす程の不仕合わせ、お前さんは拾う程の果報あり。返すに及ばず、おまえの徳分にし給え。」	「：越前守当役をこうぶりし以来、かかる出入りは始めてにて、某も悦ばしく思い、右の段上へ言上に及ぶところ、御上においても殊の外御満足に思し召し、三両の金をば御金蔵に納められ、別に三両その方どもに下さるるにより、有り難く頂戴仕れ。もつとも長十郎は拾い主なれば、二両の金を頂戴致せ、また三郎兵衛も二両戴き、双方一両ずつ損を致せ。その金は汝らが金にあらず、公儀より下さるる御金なれば辞退致すな」：「：その方どもの正直この越前も悦びの余り我も一両出して遣わしたり。：」	
古典落語「三方一両損」	柳原	白壁町 左官の金太郎	書付と印形と三両がはいった財布	神田堅大工町 大工熊五郎	金太郎は、書付の住所氏名をたよりに熊五郎のもとへ財布をとどけるが、熊五郎は、書付と印形だけをとって金を受け取らない。金太郎も受けとらず、双方の大家が中にはいり、大岡様に願ひ出る。 「ああ、たしかにもとおれの銭だった。だけでも、おれのふところをきらってよそへとびだしていった銭だ。そんな薄情なもんには帰ってきてもれえたくねえから、持ってけってんだ。」 「ふざけるねえ。てめえの銭とわかっていゝるのに持ってけるもんか。」	「：しからば兩人とも金子はいらんと申すのじゃな。：なればこの三両は越前があまりおくがどうじゃ」： 「さて、兩人の者にたずねるが、兩人の正直によりあらためて二両ずつ褒美としてつかわそう。」： 「：よいか。このたびのしらばは三方一両損と申すぞ。：熊五郎、そのほう金太郎がとどけし折り、そのままうけとりおかば三両ある。金太郎もその折りもらいおかば三両ある。越前もそのままあずかりおかば三両ある。しかるにこれに一両たし、双方に二両ずつの褒美をつかわしたによつていづれも一両ずつの損と相成った。」	